

- ◆ 令和5年12月19日に策定した現行の大阪府国民健康保険運営方針（以下「府運営方針」という。）は、対象期間を令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間としている。
- ◆ 令和9年度で策定から3年が経過することから、国民健康保険法第82条の2第6項に基づき、令和6年度から実施しているPDCAサイクルによる進捗管理（把握・分析・評価）等を基に、事業運営検討WG及び財政運営検討WGにおいて、市町村と協議の上、中間見直しの検討を実施。
- ◆ 検討内容を踏まえ、現行の府運営方針の改定を行う。

中間見直しの検討の方向性

- 現行の府運営方針策定時と比較して、市町村財政は決算補填等を目的とした法定外繰入等の解消が進んでいる一方で、収納率は近年下降傾向にあり、依然として全国平均を下回る状況（令和7年度期末評価：▲）。医療費適正化についても、後発医薬品の使用割合は全国平均との差が縮まるなど改善（令和7年度期末評価：○）はあるものの、特定健診実施率等をはじめ依然として全国平均を下回る状況（令和7年度期末評価：×）。
- このような現状を踏まえ、中間見直しにおいては、保険者努力支援制度評価点のさらなる獲得に向けた収納率の向上や医療費適正化に向けた取組が必要。

中間見直しの主な検討結果

✓ PDCAサイクルによる進捗管理等を基にした課題への対応

- 収納率向上に向けた効果的な取組の継続
 - ・ 地域の実情に応じた収納対策を進めるとともに、口座振替の推進、コンビニ収納の活用、広報、督促状の速やかな発送については、継続して実施していく旨を追記。
- 保険者努力支援制度の活用を通じた公費獲得及び医療費適正化のさらなる推進
 - ・ PDCAサイクルによる進捗管理のもと、全国順位の向上とさらなる公費獲得をめざしていることから、本制度の得点及び交付額の状況を追記。また、制度を積極的に活用していく必要があることから、さらに推進していく旨を追記。

✓ 法改正を踏まえた対応

- 法改正を踏まえた大阪府国民健康保険財政安定化基金に係る検討
 - ・ 財政安定化基金の取崩（安定的な財政運営の確保のために特に必要があると認められる場合）については、広域化調整会議における協議により実施する旨を追記。 ※大阪府国民健康保険財政安定化基金条例の2月定例会での改正を予定。

今後のスケジュール

9月下旬～
法定市町村意見聴取

10月上旬～
パブリックコメント

11月下旬
運営協議会開催

12月末
運営方針改定・公表

大阪府国民健康保険運営方針中間見直しに係る検討結果について

◆ 市町村と協議の上、現行方針を目次に沿って項目ごとに「要検討」「時点修正」「廃止」及び「修正なし」に分類し、事業運営検討WG及び財政運営検討WGにおいて、中間見直しの検討を実施し、素案を整理（～8月）。

中間見直しの検討結果

	検討の方向性	検討結果
(1)	・国民健康保険制度のあるべき姿（医療保険制度の統一）の反映を検討。	▶保険料水準統一後の次の段階として、「統一保険料率を都道府県で一元的に定めるための法令改正等」の制度見直しが必要である旨を新たに記載。
(2)	・帰責事由のない赤字対応は記載の可否検討から議論が必要。	▶今後の各市町村の決算状況等を踏まえ、引き続き検討が必要であることから記載せず。
(3)	・財政調整事業のために財政安定化支援事業の繰入金を経済義務とすべきか検討。	▶市町村の裁量は維持しつつも、本事業の趣旨をより明確化するように記載を見直し。
(4)	・標準的な収納率は、一部の市町村から見直しを求める意見があり、検討の可否から議論が必要。	▶標準収納率の算出過程において用いる実績値の算出方法を変更し、記載を見直し。
(5)	・期割計算の端数の処理の整理について検討。	▶府内統一及び記載の見直しは不要との市町村の意向を踏まえ、記載は見直さず。
(6) (7)	・従前から課題のある収納対策は、現方針に記載された取組の現状を踏まえ、更なる取組内容を検討。	▶収納率向上に向けた、口座振替等の収納方法に関する取組の継続及び在留外国人への対応を含む新たな事項に係る検討について記載を見直し。 ▶収納対策の体制強化に向けた、全体的な底上げに係る取組について検討を進め、全市町村で実施していく旨に記載を見直し。
(8)	・国保法の改正を受けた第三者求償の府への委託に関する協議状況を反映する記載内容を検討。	▶個々の市町村では対応困難な広域的かつ専門的な課題の解決に向けた府と市町村相互間の連携した対応として、府への委託化について、国の動向や他の都道府県の情報を共有するなど継続した協議の実施を新たに記載。
(9)	・高額療養費の事務簡素化について、PDCAの点検結果を反映する記載内容の検討。	▶全市町村で実施していく旨に記載を見直し。
(10)	・保険者努力支援制度の活用状況を踏まえ検討。	▶保険者努力支援制度活用による医療費適正化取組をさらに推進していく旨に記載を見直し。
(11)	・一部負担金の徴収猶予について、異なる解釈の余地がない記載内容とできないか検討。	▶急患等で保険医療機関等を受診した被保険者に係る徴収猶予期間について記載を見直し。
(12)	・大阪府国民健康保険財政安定化基金について、法改正を踏まえた追加が必要ではないか検討。	▶財政安定化基金の取崩（安定的な財政運営の確保のために特に必要があると認められる場合）について、広域化調整会議における協議により実施する旨を新たに記載。
(13)	・その他（時点修正等）	▶国が策定する国民健康保険運営方針策定要領等の改正内容、統計データ等の時点更新、マイナ保険証への移行による被保険者証廃止等を踏まえた記載の見直し。